

改正案	現行
<p>（金融商品取引所の子会社に係る認可申請）</p> <p>第十条 法第八十七条の三第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該認可に係る子会社となる会社に関する次に掲げる書類</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。第五十七条第二項及び第六十一条第一項第三号八において同じ。）の氏名及び役職名を記載した書面</p> <p>ニ・ト（略）</p> <p>四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第十六条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p>	<p>（金融商品取引所の子会社に係る認可申請）</p> <p>第十条 法第八十七条の三第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該認可に係る子会社となる会社に関する次に掲げる書類</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。第五十七条第二項及び第六十一条第一項第三号八において同じ。）の氏名及び役職名を記載した書面</p> <p>ニ・ト（略）</p> <p>四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第十六条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p>

一〇五（略）

六 法第百三十九条の四第十項第三号

七〇十二（略）

（自主規制委員会の職務執行のための決定）

第五十三条 法第百六条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 第一号の取締役及び使用人の他の取締役（自主規制委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項（当該特定株式会社金融商品取引所が監査等委員会設置会社である場合に限る。）

四 第一号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項（当該特定株式会社金融商品取引所が指名委員会等設置会社である場合に限る。）

五 第一号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

六・七（略）

八 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

九 自主規制委員会の職務の執行（自主規制委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

一〇五（略）

六 法第百三十九条の四第九項第三号

七〇十二（略）

（自主規制委員会の職務執行のための決定）

第五十三条 法第百六条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

（新設）

三 第一号の取締役又は使用人の執行役からの独立性に関する事項（当該特定株式会社金融商品取引所が委員会設置会社である場合に限る。）

（新設）

四・五（略）

（新設）

（新設）

十・十一 (略)

(吸収合併消滅会員金融商品取引所の事前開示事項等)

第八十一条 法第百三十九条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続金融商品取引所の債務(法第百三十九条の三第六項において準用する法第百一条の四第一項の規定により吸収合併について異議を述べることのできる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項

五 (略)

2～6 (略)

(吸収合併存続会員金融商品取引所の事前開示事項)

第八十二条 法第百三十九条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会員金融商品取引所の債務(法第百三十九条の四第五項において準用する法第百一条の四第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の

六・七 (略)

(吸収合併消滅会員金融商品取引所の事前開示事項等)

第八十一条 法第百三十九条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続金融商品取引所の債務(法第百三十九条の三第五項において準用する法第百一条の四第一項の規定により吸収合併について異議を述べることのできる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項

五 (略)

2～6 (略)

(吸収合併存続会員金融商品取引所の事前開示事項)

第八十二条 法第百三十九条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会員金融商品取引所の債務(法第百三十九条の四第四項において準用する法第百一条の四第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の

見込みに関する事項

六（略）

（吸収合併存続会員金融商品取引所の事後開示事項等）

第八十三条 法第三十九条の四第八項に規定する吸収合併に関する事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 吸収合併消滅会員金融商品取引所における次に掲げる事項

イ 法第三十九条の三第五項の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第三十九条の三第六項において準用する法第一条の四の規定による手続の経過

三 吸収合併存続会員金融商品取引所における次に掲げる事項

イ 法第三十九条の四第四項の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第三十九条の四第五項において準用する法第一条の四の規定による手続の経過

四（略）

2 法第三十九条の四第十項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第十七条各号に掲げる方法のうち、吸収合併存続会員金融商品取引所の定めたものとする。

（新設合併設立会員金融商品取引所の事後開示事項）

見込みに関する事項

六（略）

（吸収合併存続会員金融商品取引所の事後開示事項等）

第八十三条 法第三十九条の四第七項に規定する吸収合併に関する事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 吸収合併消滅会員金融商品取引所における法第三十九条の三第五項において準用する法第一条の四の規定による手続の経過

三 吸収合併存続会員金融商品取引所における法第三十九条の四第四項において準用する法第一条の四の規定による手続の経過

四（略）

2 法第三十九条の四第九項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第十七条各号に掲げる方法のうち、吸収合併存続会員金融商品取引所の定めたものとする。

（新設合併設立会員金融商品取引所の事後開示事項）

第八十五条 法第百三十九条の六第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第百三十九条の五第五項の規定による請求に係る手続きの経過

三 法第百三十九条の五第六項において準用する法第百一条の四の規定による手続の経過

四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

(計算書類に関する事項)

第九十条 法第百三十九条の十二第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併存続株式会社金融商品取引所が会社法第四百四十条第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ・ロ (略)

ハ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条

第三項第二十八号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併存続株式会社金融商品取引所が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執つ

第八十五条 法第百三十九条の六第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

(新設)

二 法第百三十九条の五第五項において準用する法第百一条の四の規定による手続の経過

三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

(計算書類に関する事項)

第九十条 法第百三十九条の十二第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併存続株式会社金融商品取引所が会社法第四百四十条第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ・ロ (略)

ハ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条

第三項第二十九号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併存続株式会社金融商品取引所が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執つ

<p>ている場合 同法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項 三丁六（略）</p> <p>（吸収合併存続株式会社金融商品取引所の事後開示事項等）</p> <p>第九十一条 法第九百三十九条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 吸収合併消滅会員金融商品取引所における次に掲げる事項</p> <p>イ 法第九百三十九条の三第五項の規定による請求に係る手続の経過</p> <p>ロ 法第九百三十九条の三第六項において準用する法第九十一条の四の規定による手続の経過</p> <p>三 吸収合併存続株式会社金融商品取引所における次に掲げる事項</p> <p>イ 法第九百三十九条の九の二の規定による請求に係る手続の経過</p> <p>ロ 法第九百三十九条の十一及び第九百三十九条の十二の規定による手続の経過</p> <p>四丁七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設合併設立株式会社金融商品取引所の事後開示事項等）</p> <p>第九十四条 法第九百三十九条の二十一第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一（略）</p>	<p>ている場合 同法第九百十一条第三項第二十七号に掲げる事項 三丁六（略）</p> <p>（吸収合併存続株式会社金融商品取引所の事後開示事項等）</p> <p>第九十一条 法第九百三十九条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 吸収合併消滅会員金融商品取引所における法第九百三十九条の三第五項において準用する法第九十一条の四の規定による手続の経過</p> <p>三 吸収合併存続株式会社金融商品取引所における法第九百三十九条の十一及び第九百三十九条の十二の規定による手続の経過</p> <p>四丁七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設合併設立株式会社金融商品取引所の事後開示事項等）</p> <p>第九十四条 法第九百三十九条の二十一第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一（略）</p>
--	---

二 新設合併消滅会員金融商品取引所における次に掲げる事項

イ 法第百三十九条の五第五項の規定による請求に係る手続きの経過

ロ 法第百三十九条の五第六項において準用する法第百一条の四の規定による手続きの経過

三 新設合併消滅株式会社金融商品取引所における次に掲げる事項

イ 法第百三十九条の十五の二の規定する請求に係る手続きの経過

ロ 法第百三十九条の十七及び第百三十九条の十九において準用する法第百三十九条の十二の規定による手続きの経過

四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

2 (略)

(合併認可申請書)

第九十五条 (略)

2 法第百四十条第三項に規定する内閣府令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面(これらの書面の作成に代えて電磁的記録が作成されている場合にあつては、当該電磁的記録)とする。

一〜八 (略)

九 法第百三十九条の三第六項、第百三十九条の四第五項及び第百三十九条の五第六項において準用する法第百一条の四第二項若しくは法第百三十九条の十二第二項(法第百三十九条の十九におい

二 法第百三十九条の十一及び第百三十九条の十二の規定による手

続の経過

(新設)

三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

2 (略)

(合併認可申請書)

第九十五条 (略)

2 法第百四十条第三項に規定する内閣府令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面(これらの書面の作成に代えて電磁的記録が作成されている場合にあつては、当該電磁的記録)とする。

一〜八 (略)

九 法第百三十九条の三第五項、第百三十九条の四第四項及び第百三十九条の五第五項において準用する法第百一条の四第二項若しくは法第百三十九条の十二第二項(法第百三十九条の十九におい

て準用する場合を含む。)又は会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項若しくは第八百十條第二項の規定による公告及び催告(法第百三十九條の三第七項、第百三十九條の四第六項、第百三十九條の五第七項若しくは第百三十九條の十二第三項)法第百三十九條の十九において準用する場合を含む。)又は会社法第七百八十九條第三項、第七百九十九條第三項若しくは第八百十條第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

十十三 (略)

て準用する場合を含む。)又は会社法第七百八十九條第二項、第七百九十九條第二項若しくは第八百十條第二項の規定による公告及び催告(法第百三十九條の三第六項、第百三十九條の四第五項、第百三十九條の五第六項若しくは第百三十九條の十二第三項)法第百三十九條の十九において準用する場合を含む。)又は会社法第七百八十九條第三項、第七百九十九條第三項若しくは第八百十條第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

十十三 (略)